

貸借対照表

(2011年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	14,180,270	流動負債	7,039,917
現金及び預金	3,656	買掛金	5,936,342
売掛金	4,592,970	未払金	478,001
未収入金	72,555	未払費用	318,172
貯蔵品	5,105	未払法人税等	216,426
前払金	13,358	預り金	26,245
前払費用	108,502	その他の流動負債	64,727
繰延税金資産	222,484	固定負債	1,187,841
受注未成業務	1,427,447	退職給付引当金	1,062,002
預け金	7,733,478	役員退職慰労引当金	121,589
その他の流動資産	711	その他の固定負債	4,250
固定資産	1,350,189		
有形固定資産	138,959	負債合計	8,227,758
建物	96,152		
工具・器具及び備品	37,469	純 資 産 の 部	
リース資産	5,337	株主資本	7,302,701
無形固定資産	188,428	資本金	100,000
ソフトウェア	186,229	利益剰余金	7,202,701
リース資産	1,159	利益準備金	25,000
その他の無形固定資産	1,039	その他利益剰余金	7,177,701
投資その他の資産	1,022,801	繰越利益剰余金	7,177,701
長期前払費用	138	(うち当期純利益)	(792,443)
繰延税金資産	364,202	純資産合計	7,302,701
前払年金費用	353,927		
保証金	282,069	負債及び純資産合計	15,530,459
負担金	3,866		
その他の投資等	21,576		
貸倒引当金	△2,980		
資産合計	15,530,459		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項の注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないその他有価証券については、移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物については定額法）によっております。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、見積り耐用年数によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

有形固定資産については、リース期間を耐用年数とし、リース期間終了時点に実質残存価額となる定率法によっております。

なお、実質残存価額が零の場合については、リース期間終了時点に残存価額10%となる定率法による減価償却費相当額に9分の10を乗じる方法によっております。

無形固定資産については、リース期間を耐用年数とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しております。

また、過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当期より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

なお、本基準適用による損益への影響はありません。